

5 類移行に伴う対応の主な変更点

1 「学校において予防すべき感染症」の位置付けについて

項目	内容	
	5 類移行前（令和 5 年 5 月 7 日まで）	5 類移行後（令和 5 年 5 月 8 日から）
学校保健安全法施行規則による位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」として、第一種感染症とみなしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二種感染症に位置付けられる。
<p>【参考】 学校保健安全法体系における感染症の種類の基本的な考え方 第一種感染症：感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症（1 類感染症及び 2 類感染症） 第二種感染症：空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校で流行を広げる可能性が高い感染症 第三種感染症：第 1 種・第 2 種以外で学校教育活動を通じて流行を広げる可能性がある感染症 ※ このほか、「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」は、第一種の感染症とみなすとされている。</p>		

2 感染者の報告、臨時休業及び出席停止について

項目	対応内容								
	5 類移行前（令和 5 年 5 月 7 日まで）	5 類移行後（令和 5 年 5 月 8 日から）							
(1) 感染者の報告	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス感染者報告書」を作成し、健康教育課（教職員の場合は合わせて教職員課）へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止 							
(2) 臨時休業	① 基準	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省作成の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づく本市の基準による。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり変更（インフルエンザと同じ） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>学級閉鎖</th> <th>学年閉鎖</th> <th>学校閉鎖</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>罹患児童生徒が 20～30%と し実態に応じて 運用 (3日間程度閉鎖)</td> <td>同一学年の学級 閉鎖が半数を超 えた場合 (4日間程度閉鎖)</td> <td>学年閉鎖が半数 を超えた場合 (4日間程度閉鎖)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の措置は、学校医からの助言を踏まえ、学校の設置者である教育委員会で決定する。 ※ 臨時休業の対応に当たっては、別添（参考）「新型コロナウイルス感染症の集団発生時の対応フロー」を参照する。</p>	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖	罹患児童生徒が 20～30%と し実態に応じて 運用 (3日間程度閉鎖)	同一学年の学級 閉鎖が半数を超 えた場合 (4日間程度閉鎖)	学年閉鎖が半数 を超えた場合 (4日間程度閉鎖)
	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖						
	罹患児童生徒が 20～30%と し実態に応じて 運用 (3日間程度閉鎖)	同一学年の学級 閉鎖が半数を超 えた場合 (4日間程度閉鎖)	学年閉鎖が半数 を超えた場合 (4日間程度閉鎖)						
	② 決定	<ul style="list-style-type: none"> 園・学校からの情報に基づき、健康教育課で臨時休業を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザと同じように、各園・校が感染者の状況を把握し、罹患した児童生徒等が急激に増加した場合には、直ちに園・学校が学校医と協議し、健康教育課に判断を求めた上で、臨時休業を決定する。 						
③ 報告	<ul style="list-style-type: none"> 「学校等・感染症情報システム」を使用し、臨時休業等の措置の内容を入力・登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし。 							
④ 再開の連絡	<ul style="list-style-type: none"> 再開の際には、健康教育課に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止 							
(3) 出席停止	① 出席停止期間の基準	<ul style="list-style-type: none"> 「治癒するまで」（7日間。無症状かつ5日目で陰性確認の場合は5日間） <p>【参考】 出席停止の期間の基準（現行） 第一種感染症：治癒するまで 第二種感染症：感染症ごとに規定（例 インフルエンザ：「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで。」 第三種感染症：医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」 						
	② 報告	<ul style="list-style-type: none"> 「学校等・感染症情報システム」を使用し、「出席停止の月報作成画面」へ登録する。月報は、翌月 10 日までに入力・登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 						
	③ 再登校にあたっての確認	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの電話等で確認する。 ※ <u>新型コロナウイルスからの回復に伴い再登校（園）する際には、保護者からの書面による報告は求めている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスからの回復に伴い再登校（園）する際には、保護者が作成する「インフルエンザ・新型コロナウイルスに関する報告」により、再登校（園）に当たっての医師の指示事項等を確認する。 (様式 1・2 参照) ※ <u>園・学校のホームページに掲載しているインフルエンザの報告様式を「インフルエンザ・新型コロナウイルスに関する報告」様式に差替える。</u> ※ <u>出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。児童生徒等の間で感染の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと。</u> 						

<p>(4) 感染が不安で休ませたいと相談があった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断すれば、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能。 医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続
---------------------------------	--	--

3 感染症対策

- ◎ マスクについては着用を求めないことを基本とする。
- ◎ 以下の対策以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

項目		対応内容	
		5類移行前（令和5年5月7日まで）	5類移行後（令和5年5月8日から）
(1) 健康観察	① 検温	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、登校前に体温のチェックをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
	② 健康観察カード	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察カードを活用して、健康状態を記録し、学校へ持参する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
	③ 登校時の健康状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> 登校時に、健康観察カードを提出させ、検温結果の確認及び健康状態の把握をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 朝の健康観察等の際に、児童生徒等の健康状態を把握する。 ※ 登校以外の場面においても、引き続き、健康観察を実施。
(2) 換気		<ul style="list-style-type: none"> 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
(3) 手指衛生		<ul style="list-style-type: none"> 外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
(4) 清掃・消毒		<ul style="list-style-type: none"> 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要。 通常清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果をとり入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。
		<ul style="list-style-type: none"> 感染者が発生した場合には、学校薬剤師等と連携して消毒を行う。（当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離残留塩素濃度 25ppm（25 mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒。） 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
(5) 各活動場面	① 各教科等	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等における感染リスクが比較的高い次の活動については、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じた上で実施する。 <p>【感染リスクが比較的高い活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等に共通する活動として「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」及び「一斉に大きな声で話す活動」 理科における「児童生徒がグループで行う実験や観察」 音楽における「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 図画工作、美術、工芸における「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」 家庭、技術・家庭における「児童生徒がグループで行う調理実習」 体育、保健体育における「組み合ったり接触したりする運動」 <p>※ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 感染流行時等には、各教科等における感染リスクが比較的高い次の活動については、活動の場面に応じて、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考えられる。 <p>【感染リスクが比較的高い活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし <p>※ 変更なし</p>

② 学校行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 儀式的行事等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催方法を工夫するなど、それぞれの意義等を踏まえつつ、その実施に向けて適切に対応する。 ※ 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「よびかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する。 ※ 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ない。また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はない。 ・ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事における感染症対策については、マニュアル及び本別紙1を参照するとともに、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を参考にしながら、旅行者等と連携して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 儀式的行事のほか、体育的行事や文化的行事その他の学校行事の実施に当たっては、<u>感染流行時等には、一時的に前述の①の対策のほか、感染症対策や、ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式等による開催方法の工夫を講じることが考えられる。その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行う。</u> ※ <u>廃止</u> ※ <u>廃止</u> ・ <u>廃止</u>
③ 部活動	<p>マニュアルに記載してある内容を踏まえた活動とする。また、活動に当たっては、地域の感染状況も踏まえた上で、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施に当たっては、生徒の体調面に配慮する。 ・ 大会等の参加に当たっては、大会事務局等が示した感染防止マニュアルを厳守する。 ・ 部室等の利用に当たっては、「3つの密」を可能な限り避ける。 ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。 ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。 ・ 感染リスクが比較的高い活動を実施する場合には、活動内容に応じて、上記3と同様に、一定の感染症対策を講じることが望ましい。 ・ 他校との合同練習や練習試合等の企画・実施については、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。 	<p><u>部活動の実施に当たっては、感染流行時等には、一時的に前述の①の対策を講じることが考えられるほか、以下の点に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>廃止</u> ・ 大会等の参加に当たっては、<u>学校として主催団体とともに責任をもって、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意する。</u> ・ <u>廃止</u> ・ 変更なし ・ <u>廃止</u> ・ <u>廃止</u> ・ 他校との合同練習や練習試合等の企画・実施については、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって<u>感染拡大の防止に留意する。</u>
④ 給食等の食事をする場面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事前後の手洗いの徹底 ・ 大声での会話は控え、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は一定の距離を確保 ・ 黙食は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続 ・ <u>感染流行時には「近距離」「対面」「大声」での会話を控え、身体的距離を確保する。</u> ・ 継続
(6) 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見・いじめ等の防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査や個別の教育相談等を随時行い、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見に努める。悩み等を抱えていることを把握した場合は、教職員が共有した上で保護者と密接な連携を図り、スクールカウンセラー等による支援など、心のケアを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし